

現場説明書

- 1 業務名 下水道施設管理システムデータ現地調査等測量業務
2 監督員 技術部 計画課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(回以内) しない

4. 継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(<input type="checkbox"/> 年度)	<input type="checkbox"/> %	支払限度額・委託代金額の <input type="checkbox"/> %
第2年度(<input type="checkbox"/> 年度)	<input type="checkbox"/> %	支払限度額・委託代金額の <input type="checkbox"/> %
第3年度(<input type="checkbox"/> 年度)	<input type="checkbox"/> %	支払限度額・委託代金額の <input type="checkbox"/> %

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

オ 下 請 負 者 届 下請負を発注の都度、提出すること。

カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	---------------	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時、変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

下水道施設管理システムデータ現地調査等測量業務 特記仕様書

第1編 共通事項

- 1 本作業は、着手から成果品納入まですべて受託者の責任と負担において施行するものとする。
- 2 本作業は、監督員の指示に従うと共に、「国土交通省公共測量作業規程（世界測地系対応版）」に則るとともに、その他関係法令に準拠し、施行すること。
- 3 本作業の遂行に当たっては、専門的知識を駆使するとともに、随時監督員と連絡をとり、入念な協議を行うこと。
- 4 この測量業務について、局が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。
- 5 測量の従事者が民地内に立入るときは、土地所有者等の了解を得て立入り、常に言動動作に慎み、人心に不安、悪感情を与えないよう充分注意すること。
- 6 測量業務施行中に事故が生じたときは、所要の措置を講ずるとともに、事故の発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに局へ報告すること。
- 7 本業務に従事する主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であること。
- 8 受託者は公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」を遵守すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は記録保存し、局監督員が提示を求めた場合はその指示に従うものとする。

第2編 測量作業

1 目的

下水道施設管理システム（以下「システム」という。）を運用するため、不足するデータの現地調査を行い、下水道業務全体の効率化と高度化を維持することを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日までとする。

3 作業範囲

横須賀市緑が丘44番地先 ほか1箇所

4 作業準備

4.1 受託者は本作業実施に当たり、監督員の指示により業務計画書として工程表等の書類を提出すること。機器検定については以下の機関で受検するものとし、検査成績書及び校正証明書は不可とする。

- ・ 日本測量機器工業会検定センター
- ・ 日本測量協会機器検定部

4.2 打合せを行った際は打合せ簿を作成すること。

5 測量作業

5.1 調査項目

発注者が貸与する各資料（システムデータ及び下水道工事設計標準図）を十分吟味し、不足・不明箇所については、監督員と協議のもと調査を行う。

なお、調査は下記事項を原則とするが、詳細は別途協議すること。

（マンホール）

- ・ 位置
- ・ 種別（マンホール形状：特丸1号マンホールなど）
- ・ 形状（内径または長辺・短辺）
- ・ 地盤高
- ・ インバートの有無
- ・ 蓋種別

（管渠）

- ・ 位置
- ・ 口径（必要があれば上底、下底（幅）、高さ）
- ・ マンホール中心間延長
- ・ 管延長（マンホール中心間延長から、上下流の各マンホール内径の半分を引いたもの）
- ・ 上流、下流の管底高
- ・ 上流、下流の土被り
- ・ 勾配
- ・ 断面形状
- ・ 材質
- ・ 副管の有無（有の場合は、口径、高さ、設置位置）

（開渠・側溝）

- ・ 位置
- ・ 上底幅、下底幅、高さ
- ・ まず中心間延長
- ・ 管延長（まず中心間延長から、上下流の各まず延長の半分を引いたもの）

- ・ 上流、下流の管底高
- ・ 上流、下流の土被り
- ・ 勾配
- ・ 断面形状
- ・ 材質

(取付管)

- ・ 位置
- ・ 口径
- ・ 延長
- ・ 見出し距離（下流マンホールから、取付管接続位置までの距離）
- ・ 材質
- ・ 取付タイプ（接続箇所：管渠、マンホールなど）
- ・ 副管の有無（有の場合は、口径、高さ、設置位置）

(ます)

- ・ 位置
- ・ 種別（ます形状：汚水柵小口径塩ビなど）

5.2 調査方法

- 5.2.1 調査を行う際は、局から貸与された「測量業務受託者証」と「腕章」を携帯並びに身につけて、関係者の請求時は提示しなければならない。
- 5.2.2 本調査は、道路上及び開水路での調査を原則とする。
止むを得ずマンホール内部での作業が発生する場合は、事前に監督員に報告し協議すること。
- 5.2.3 マンホール、ますの蓋を開けて調査した場合は、段差ができないようしっかり閉めること。
- 5.2.4 上下水道局から関係機関（学校、病院、鉄道、ごみ、町内会等）へ通知は行わないため、関係機関周辺で調査を行う際は周知を徹底すること。
- 5.2.5 調査前には、必要に応じて、事前に所轄警察署に道路使用許可を申請すること。その際は、道路使用許可に準じて、または状況に応じて交通誘導警備員を配置すること。
- 5.2.6 鉄道用地等立ち入れない場所や、蓋が開かない等の理由で調査が行えない場合は、黒板にその理由を記入し写真撮影を行うこと。
- 5.2.7 調査対象施設でシステムにデータがない施設には、任意の番号等を付番して管理すること。また、データがある施設には、システム内の管理番号を用いて管理すること。
- 5.2.8 マンホールの地盤高及び管渠の管底高は、水準測量を行い算出する。なお、基準高は、監督員が指定する現場付近の既設マンホールの管底高等とする。
- 5.2.9 管渠の延長は、マンホール中心間距離（マンホール内径の中心間で平面距離測定）と、そこから上下流の各マンホール内径の半分を引いた管延長（管渠のみの延長）の2種とする。

- 5.2.10 取付管の見出し距離は、下流マンホールから取付管中心線までの距離を測定すること。
- 5.2.11 取付管の延長は、まず手前から接続管渠の中心までの距離を測定すること。
- 5.2.12 ますが現地にない場合は、官民境界から接続管渠の中心までの距離を測定すること。
- 5.2.13 範囲外で情報の誤りが発見された場合は、監督員へ報告し指示を仰ぐこと。

5.3 撮影方法

- 5.3.1 写真には下記項目を記入した黒板を入れて撮影すること。

- ・ 調査箇所住所
- ・ 調査日
- ・ 調査施設名
- ・ 管理番号
- ・ 会社名
- ・ 調査者名
- ・ 調査時の天候
- ・ 備考（調査不可理由等）

- 5.3.2 写真は下記種別毎に撮影を行うこと。

- ・ 遠景（施設毎に1枚）
現場全景と対象施設を含めて撮影する。
調査対象施設が密集している場合は、1枚にまとめることも可能。
- ・ 近景（施設毎に1枚）
調査対象施設を優先して撮影する。
- ・ 側溝及び水路等の地上から撮影が可能で延長が20m以上の施設は、20m毎に1枚
（上流から下流に向かって撮影）
- ・ 施設内部（施設毎に1枚）
内部が把握できる明るさで撮影すること。
マンホールは蓋を開け直上からインバートに向かって撮影し、管渠は管径と管種が分かるように工夫して撮影すること。
- ・ 作業中（現場毎に1枚）
- ・ 使用機器（機器毎に1枚）

6 入力原図及び属性入力票作成作業

6.1 入力原図作成

- 6.1.1 システムから出力された DXF データ（貸与品）を用いて、現地調査結果を図化すること。
作成については、別紙1「システムイメージ」及び別紙2「下水道施設管理システム凡例一覧」を参考に入力原図を作成すること。
- 6.1.2 調査により新たに追加する施設については、任意で付番した管理番号等を施設付近に記載すること。

6.2 施設属性入力票作成

- 別紙3「施設属性入力票」のとおり、測量結果を施設毎に入力し作成すること。
（※処理区、地区及び排水区等については、別途監督員から提示する。）

6.3 監督員との協議

作業を円滑に行うため、不明点等は監督員と十分な協議を行うこと。

また、協議、打ち合わせの結果については内容を記録すること。

第3編 成果品

1 成果品

- 1.1 作業報告書 : 1部
- 1.2 下水道施設管理システムデータ用入力原図（原則 1/500） : 1部
- 1.3 下水道施設管理システムデータ用施設属性入力票 : 1部
- 1.4 現地調査作業日報（任意様式とし、作業日すべてを綴り提出） : 1部
- 1.5 現場写真 紙面、電子データ : 各1部
- 1.6 測量手簿（写し） : 1部
- 1.7 成果品の権利は局に帰属するものとする。

2 提出資料

- 2.1 作業責任者届（任意様式とし、履行前に提出すること） : 1部
- 2.2 現地調査作業日報（任意様式とし、作業日毎にFAX等で提出） : 1部
- 2.3 作業者届（任意様式とし、履行前に提出すること） : 1部
- 2.4 作業集計簿（任意様式とし、成果品と同時に提出すること） : 1式
- 2.5 打合せ協議簿（任意様式とし、打ち合わせ毎に提出すること） : 1部

3 ウイルス対策

- 3.1 受託者は、データファイル等全ての電子納品物について、納品すべき最終成果品が完成した時点で必ずウイルスチェックを行うこと。
- 3.2 ウイルス対策は特に指定しないが、シェアの高いものを利用し、最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- 3.3 ウイルス対策を怠り、局に損害を与えた場合は受託者の負担において速やかに対応するものとする。

以上

下水道施設管理システム凡例一覧

(別紙2)

下水道本管

色分	名称	色分	名称
	分流污水管		污水取付管
	幅2m以上の污水排水施設		
	分流雨水管		雨水取付管
	幅2m以上の雨水排水施設		
	合流管		合流取付管
	幅2m以上の合流排水施設		
	圧送管		

マンホール種別

シンボル	名称
①	1号甲型マンホール(900mm)
①	1号乙型マンホール(900mm)
①	1号丙型マンホール(600mm×1000mm)
①	1号丁型マンホール(600mm×800mm)
①	1号丸型マンホール(600mm)
②	2号甲型マンホール(1200mm)
②	2号乙型マンホール(1200mm)
②	2号丙型マンホール(700mm×1100mm)
③	3号甲型マンホール(1500mm)
③	3号乙型マンホール(1100mm×1700mm)
④	4号甲型マンホール(1100mm×2700mm)
④	4号乙型マンホール(1600mm×2700mm)
⑤	5号マンホール(1800mm×3200mm)
0	特0号マンホール(900mm×600mm)
1	特1号マンホール(900mm×600mm)
0	特丸0号マンホール(750mm)
①	特丸1号マンホール(900mm)
②	特丸2号マンホール(1200mm)
③	特丸3号マンホール(1500mm)
④	特丸4号マンホール(1800mm)
⑤	特丸5号マンホール(2200mm)
①	特角1号マンホール(600mm×900mm)
②	特角2号マンホール(700mm×1000mm)
0	0号塩ビマンホール(200mm-200mm)
①	1号塩ビマンホール(200mm-300mm)
②	2号塩ビマンホール(250mm-300mm)
小	小口径塩ビマンホール(0~2号塩以外の口径)
①	污水丸1号マンホール(400mm)
②	污水丸2号マンホール(500mm)
特	特殊マンホール・連絡マンホール・掃除口
管	管理孔(人孔蓋のみ)
吐	雨水吐マンホール
P	マンホールポンプ
×	埋め戻しマンホール
A	空気弁
D	泥吐弁
×	仕切弁
▶	吐き口(放流口)
●	ダミーマンホール(データ分割点)
△	管接合点

ます種別

シンボル	名称
○	污水ます丸1号(400mm)
●	污水ます丸2号(500mm)
●	污水ます丸3号(600mm)
◇	污水ます角1号(360mm×460mm)
◆	污水ます(砂埋戻しインバート)角1号(360mm×460mm)
⊗	污水ます特殊・連絡
○	污水ます小口径塩ビ
←	污水取付管(公設)
↘	污水取付管(私設)
E	雨水取付管(公設)
J	雨水取付管(私設)
○	污水ますその他
□	雨水ます角1号(360mm×460mm)
■	雨水ます角2号(410mm×460mm)
◇	雨水浸透ます角1号(360mm×460mm)
◆	雨水浸透ます角2号(410mm×460mm)
⊗	雨水ます特殊・連絡
○	雨水ます小口径塩ビ
□	雨水連ます
□	雨水ますその他

※公道上に「ます」はありません

管渠形状

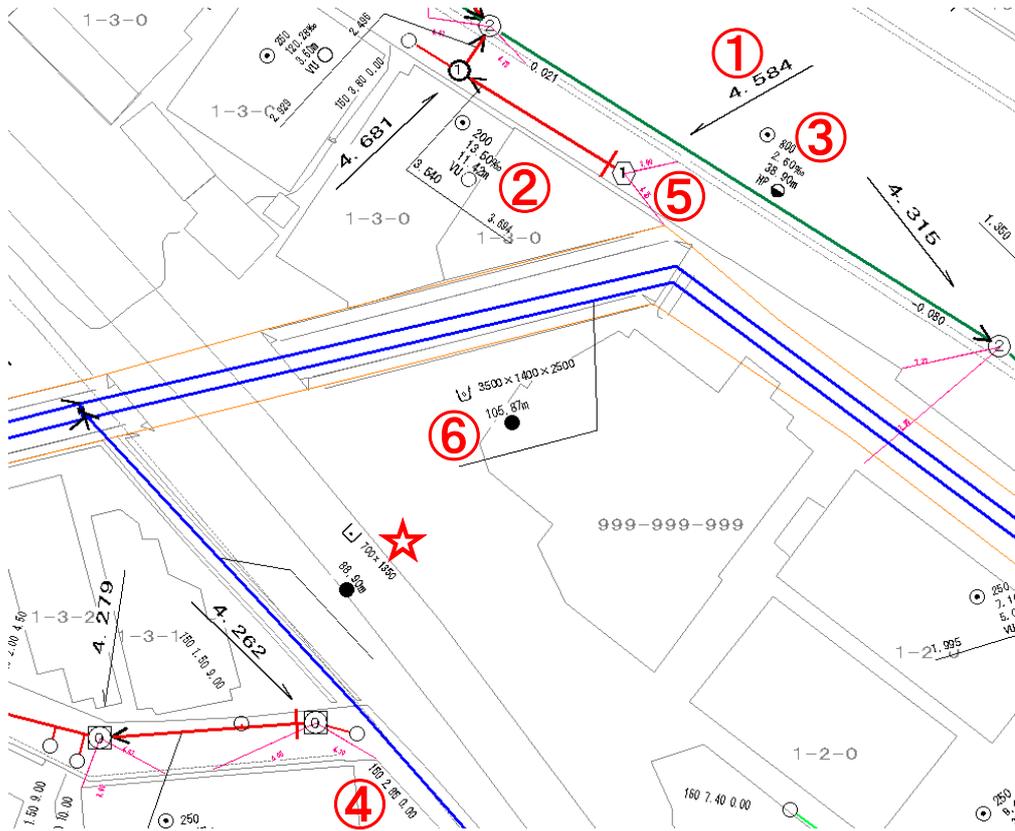
シンボル	名称
○	円形管
⌒	馬蹄形管
□	開渠
■	暗渠
□	蓋掛け水路
⌒	台形開渠
▽	台形暗渠

管渠材質

表記	名称	表記	名称
VU(VP)	塩化ビニール管(硬質)	RCP	レジンコンクリート管
HP	ヒューム管(遠心力鉄筋コンクリート管)	SUS	ステンレス管
C	コンクリート	RP	更生管
FRP	強化プラスチック複合管	T	陶管
DIP	ダクタイル鋳鉄管	S	シールドセグメント管

※現地にマンホールはありません

図面の見かた



- ① 矢印の延長線上にあるマンホールの地盤高を表します(m)
- ② 下水道本管の属性を表します(引出し線を用いた表示方法です)
上から順に、次の内容を表します
◎: 管渠形状 200: 管の内径(mm)
13.50%: 管の勾配
11.42m: マンホール中心間の距離
VU: 管の材質 ○: 排水種別(○は汚水、●は雨水、●は合流を表します)
3.694: 上流管底高(m) 3.540: 下流管底高(m)
- ③ 下水道本管の属性を表します(引出し線を使わない表示方法です)
②との違いは、管渠の属性が管の間近に表示されている点です
- ④ 取付管・ますの属性を表します
左から順に、次の内容を表します
150: 取付管の内径(mm)
2.86: 取付管の延長(m)
0.00: 下流マンホールから取付管接続位置までの距離(m)
(マンホールに直接接続している場合や、取付管に接続されている場合は、0.00と表記されます)
場所によって4つ目の数字があります。これは、取付管の官民境界での深さを表します(m)
- ⑤ ピンクの線及び数字はマンホールのオフセットを表します(m)
- ⑥ 河川形状等の施設で、上幅2m以上のものは2条線で表示されています
上段左から順に、次の内容を表します
3500: 上幅(mm)
1400: 下幅(mm) ※上幅と下幅が同じ場合、下幅は表示されません(上図★参照)
2500: 高さ(mm)
105.87m: データの分割点間距離
●は排水種別(○は汚水、●は雨水、●は合流を表します)
(注: 河川形状等の場合、多くは高さ情報を持ちません)

施設属性入力票

(別紙3)

属性票_管きよ・開渠・側溝

入力項目	調査結果	備考
管理番号		
台形管渠_上底		
[下底(幅)]		
[高さ(口径)]		
マンホール(ます)中心間距離		
管体延長		
上流管底高		
下流管底高		
勾配		
断面		
材質		
副管_種別		
副管_管径		
副管_高さ		
処理区		
地区		
排水区		
分流合流雨水の別		

属性票_マンホール

入力項目	調査結果	備考
管理番号		
種別		
地盤高		
形状_内径_長辺		
形状_内径_短辺		
インバートの有無		
処理区		
地区		
排水区		
分流合流雨水の別		

属性票_ます、取付管

入力項目	調査結果	備考
管理番号		
種別		
管径_内径		
延長		
見出し距離		
深さ		
材質		
取付タイプ		
副管_種別		
副管_管径		
副管_高さ		

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価のうち単価金額が記載されていない資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価 刊行物等掲載単価 コード一覧表」を参照してください。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

2 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用しています。

なお、下水道用設計標準歩掛表を適用する場合の単価表コードは（DKG……、DKK……）となります。

~~3 市場単価及び標準単価の端数処理について~~

~~市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は円止めとする。~~

~~なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。~~

~~4 土砂検定費等について~~

~~土砂検定費（溶出2・8項目）、土砂検定費（含有9項目）及び六価クロム溶出試験の単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象とならない。~~

~~5 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について~~

~~桁等購入費~~ ~~あり~~ ~~なし~~

~~6 共通仮設費（積上分）の借地料は、発生主及び改良主の仮置きを行うことを想定して計上している。~~

~~7 施工パッケージ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について~~

~~ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。~~

~~8 【改築】 取付管布設および支管取付工については、補正值のほか割増率も乗じて計上している。~~

9 基準書等の適用について

本工事は以下の基準書等を使用し、積算している。

1) 土木工事標準積算基準書（土木工事編） ~~令和5年7月1日版~~

（委託：R5.7.31）

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| 2) 積算参考資料（土木工事編） | 令和5年7月1日版 |
| 3) 設計業務等標準積算基準書 | 令和5年7月1日版 |
| 4) 積算参考資料（計画・調査編） | 令和5年7月1日版 |
| 5) 下水道用設計標準歩掛表 | |
| 第1巻 管路 | 令和5年度 |
| 第2巻 ポンプ場・処理場 | 令和5年度 |
| 第3巻 設計委託 | 令和5年度 |
| 6) 建設機械等損料表 | 令和5年度版 |
| 7) 下水道施設維持管理積算要領（管路施設編） | 2020年度版 |
| 8) 下水道管路管理積算資料—2019— | |

~~10 その他~~

~~本工事は、「土木工事標準積算基準書（土木工事編）第11章 施工箇所が点在する工事」にて積算している。~~

~~・〇〇町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・親設計書（工事1）~~

~~・〇〇町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・子設計書（工事2）~~

令和 05 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 05						
事 業 所 名	横須賀市上下水道局						
(工 事 ・ 業 務) 名	下水道施設管理システムデータ現地調査等測量業務						
(工 事 ・ 業 務) 箇 所	横須賀市緑が丘44番地先 ほか1箇所						
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名							
単 価 採 用 地 区 名	横須賀						
事 業 区 分							
工 期	年 月 日 から 令和 06 年 03 月 15 日 まで						
設 計 金 額	(円)						
設 計 概 要	現地測量 1式						
(起 工 ・ 変 更) 理 由							

令和 05 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

< 支出科目 >

款	02 下水道事業費用
項	01 営業費用
目	01 管渠費
節	16 委託料
細節	

< 合併区分情報 >

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

< 全体金額情報 >

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)		(d)=(b1)/(a)×(c)		
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

横須賀市

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量業務							
測量業務費			1	式			
地上測量			1	式			
現地測量			1	式			第 2001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)			1	式			
安全費			1	式			
直接測量費計			1	式			
諸経費			1	式			
測量業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
測量業務費計			1	式			

第2001号 内訳書
 現地測量

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 現地測量					第2001号下内
	1	式			
合 計					

第2001号 下位内訳書
 AMA0010 現地測量

1 式 当り
 適用年版 T0512
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) 現地測量 写真管理を含む	1	式			
(TJ0020) 計算整理・作図業務	1	式			
(DI52500) 測量業務 打合せ J01=標準以外, J02=0	1	業務			第2001号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第2001号 単価表
DI52500 測量業務 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0512

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI525001) 測量業務 打合せ					第2002号単価表
	1	業務			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 中間打合せの回数		2	標準以外		
J02 中間打合せの回数(実数入力)		0	0		

第2002号 単価表
DI525001 測量業務 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0512

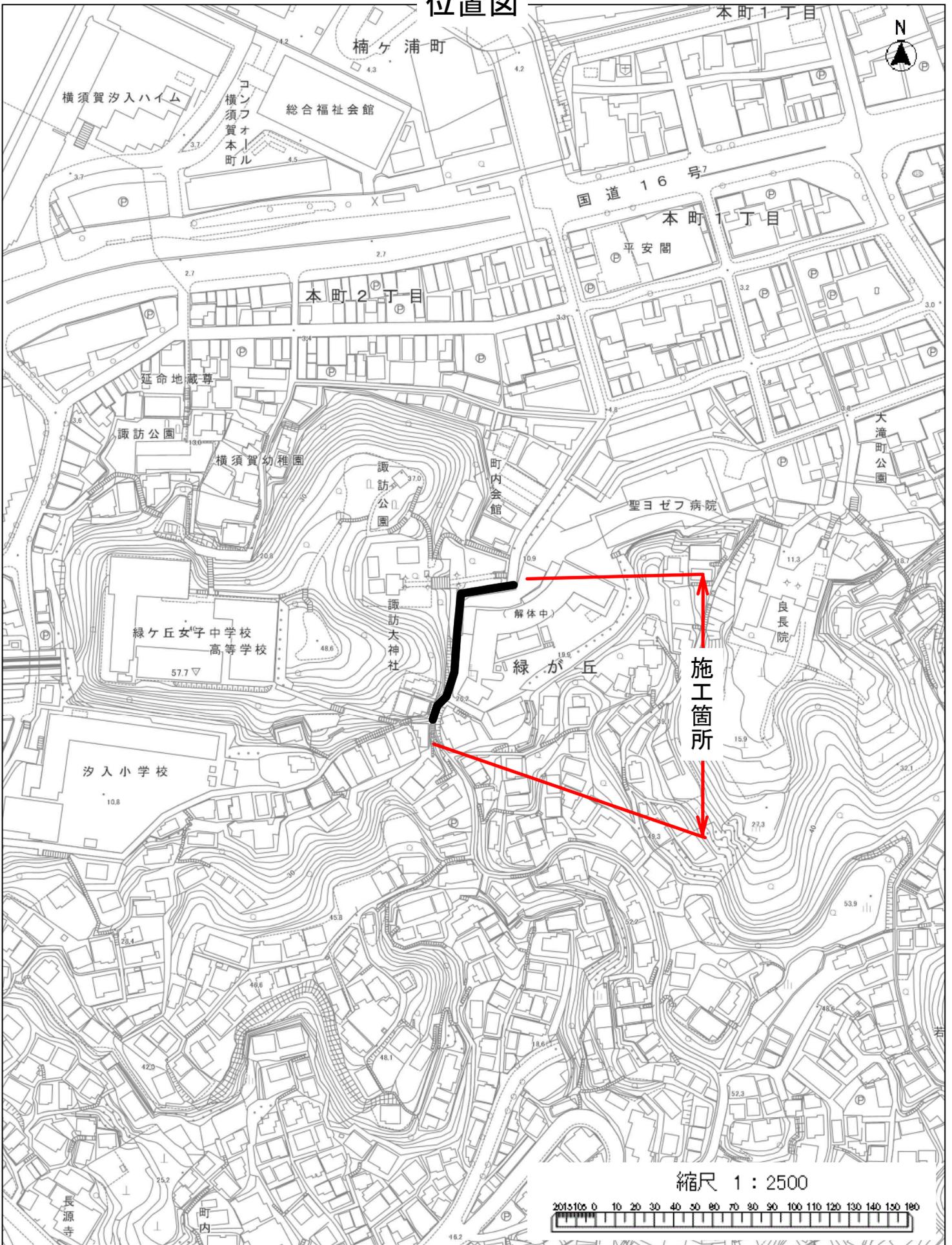
名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI57500) 測量業務 打合せ					第2003号単価表
	1	業務			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称 入 力 値 条 件 値					
J01 中間打合せの回数		2	標準以外		
J02 中間打合せ回数(実数入力)		0	0		

第2003号 単価表
D157500 測量業務 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0512

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0602) 測量主任技師		人			
(R0603) 測量技師		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 中間打合せの回数	2		標準以外		
J02 中間打合せの回数(実数入力)	0		0 回		

位置図



業務名：下水道施設管理システムデータ現地調査等測量業務
業務箇所：横須賀市緑が丘44番地先 ほか1箇所

位置図



業務名：下水道施設管理システムデータ現地調査等測量業務
業務箇所：横須賀市緑が丘44番地先 ほか1箇所